

区民の声の公表（令和3年10月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
駐輪場について	桜新町の駐輪場を利用しています。平置きの大型車専用エリアに普通の自転車がよく停められており、ラックが設置されているエリアは空いています。そのため電動自転車なのに停められるスペースが限られています。古く入れにくいラックを、スーパーに設置してあるラックのように傾斜が低いものにはできないのでしょうか。そうすれば電動自転車でも入れやすいと思います。	近年、電動アシスト自転車の普及や、タイヤの太い自転車、ハンドルがT字型のスポーツ用自転車など車種の多様化に伴い、従来のラックには収まりにくい自転車が増えてきています。そのため、3年前に撤去自転車保管所の一部を改修して駐輪場を拡張し、電動アシスト自転車やチャイルドシート付き自転車などの、大型自転車専用の駐輪場所を整備しました。この場所に普通自転車が駐輪されていた場合は、移動をお願いする旨の貼り紙を付けて注意をしていますが、ラックに停めにくいタイプの自転車については、大型自転車用エリアをご案内する場合があります。ご提案いただいたような、電動アシスト自転車を入られる低いラックを設置した場合、現在の急傾斜ラックに比べて駐輪場内の通路幅を十分に確保することができなくなることが考えられます。また、自転車同士の間隔を広くとる必要があるために収容できる台数が減ってしまうことから、駐輪場全体の需要バランスを考慮する必要もあり、慎重に検討したいと考えています。今回いただきましたご意見は、駐輪場の管理運営を改善するための参考とさせていただきます。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和3年10月1日	
公園のたばこについて	公園で遊んでいる保育園児が落ちていた物を誤飲をしたところを目撃しました。日中も毎日のように喫煙している方を目にし、特に夜間は、喫煙所のようにポイ捨てもしている公園なので吸い殻を口にしないか心配です。子どもの命と安全を守るために、路上喫煙禁止であり公園内も禁煙であることをもっと注意喚起できるように告知してください。	屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としております。たばこルールの実施に合わせ、電柱着看板や路面標示シートの設置、区のおしらせや区公式ツイッターなどによる情報発信、地域の町会・自治会と協力したキャンペーンの実施といった周知・啓発活動に取り組んでおります。この度、ご指摘いただきました公園内における喫煙者につきましては、環境美化指導員による定期的な巡回・指導を行い対応してまいります。また、公園周辺の道路上につきましても、「路上喫煙禁止」の注意標示物を増設してまいります。	環境政策部 環境計画課	電話 03-6432-7129 FAX 03-6432-7981	令和3年10月4日	
マイナンバーカードの受け取り予約について	海外から帰国し、マイナンバーカードの申請をオンラインで行いました。受け取り通知書が届きましたが、受け取りの予約の枠が1か月先まで空いていません。1か月後の空きも平日の午後に数枠と、仕事を持つ身では赴くことが難しい時間帯です。なぜこのような運営になるのかご説明いただけないでしょうか。	令和3年3月から4月にかけて、マイナポイント利用のためのマイナンバーカードの申請が一時的に非常に増加しました。加えて、マイナポイントの申請締切が令和3年12月末まで(※)ということもあり、現在予約が取りにくい状況となっております。土曜開設している窓口は、各総合支所マイナンバーカード特設窓口とマイナンバーカード専用窓口の計6か所を受付しておりますが、希望者が多くご迷惑をおかけしておりますので申し訳ありません。10月のはじめより、総合支所マイナンバーカード特設窓口の1日の予約枠数を順次増やすなど定期的に予約枠を見直しております。また、土曜日・日曜日も含めた臨時窓口の回数も現在増やして対応させていただきます。10月、11月も臨時窓口を開催する予定です。会場等準備が整い次第、予約を開始しますので、そちらのご予約もご検討ください。	地域行政部 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課	電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482	令和3年10月4日	※令和4年1月追記 マイナポイントの申請については、令和4年1月1日以降も延長されています。
区民税のクレジットカード支払いのシステムについて	Yahoo!公金支払いのシステムを導入されていますが、手数料が高いと感じます。仲介する支払いシステム自体の変更(手数料の低いもの)もしくは直接の支払い(中間マージンを通さない)仕組みをご検討ください。	クレジットカードを利用した住民税の納付については、いわゆる「立替払い」方式によってクレジットカード会社等を通じて納付を行うことが可能であるとの総務省通知に基づき導入しています。また納税情報の個人情報保護の観点から閉じたインターネット環境を利用してデータの連携を行うことを必須としました。よって以上の観点を満たさない仲介する支払いシステム自体の変更や直接の支払いの仕組みは現状では取り得ないと考えておりますが、引き続き検討を行ってまいります。	財務部 納税課	電話 03-5432-2197 FAX 03-5432-3012	令和3年10月7日	
保育士の方々への顔の見えるマスクの配布について	小さい子どもは大人の表情や口の動きを見て相手の感情や言葉の発生を学ぶことがとても大切だと思いますが、コロナ禍のためマスクをすると目から下の表情が全く見えない状態です。もちろん感染予防の観点でマスクは必要だと理解していますが、顔の見えるマスクならば感染予防と大切な表情や口の動きを見ての保育が両立するのではと考えております。区で保育施設にこういった商品を配布することは難しいでしょうか。	区は、『世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドライン』により、新型コロナウイルス感染症対策として、保育士がマスクを着用することにより表情が見えないことで、ご指摘の懸念や子どもが不安を感じることをのまないよう、工夫をしながら保育運営していくように区内保育施設へ働きかけています。具体的には、区内保育施設において、目の表情と共に、身振り・手振りで表現を補ったり、手人形などのパペットを使用して子どもの関心が向くようにするなど、スキんシップや、ぬくもり、声のトーンなどを工夫し、より丁寧にきめ細やかな対応を心がけています。マスクにつきましては、区は新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の購入のための補助を行い、各保育施設の状況に合わせ購入していただいています。今後も『世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドライン』を基本に感染防止対策を取りながら、子どもの生活や育ちになるべく影響が及ばないよう保育の質の維持・向上に努めてまいります。	保育部 保育課	電話 03-5432-2325 FAX 03-5432-3018	令和3年10月7日	
小学生のiPad貸し出しについて	コロナ禍でのリモート授業用として小学校からタブレット端末が貸し出しされていますが、タブレット端末で遊んでばかりいて困っています。必要最小限のアプリのみ使用できる仕組みを作ってください。また、タブレット端末を学校から持ち帰らせないことは出来ないのでしょうか。	学習用タブレット型端末については、先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定した上で、お子さんが多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしております。また、学校からの追加アプリ配信申請のうち、教育委員会が認めたアプリのみをインストールできるように設定しております。学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使いすぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいります。学習用タブレット端末は状況により学校で保管することもできますので、学校へご相談ください。	教育政策部 教育ICT推進課	電話 03-5432-2969 03-5432-3028	令和3年10月11日	他1件
自治体主導による自転車用ヘルメット購入サポート	自治体主導による、自転車用ヘルメット購入サポートが他自治体で始まっています。区も是非、補助制度の推進をお願いします。	区内の自転車事故件数は減少傾向になっておりますが、依然、事故件数は多い状態です。区では警察署と連携し交通事故を減らすため、事故防止のキャンペーンや啓発に取り組んでいます。交通事故を減らす取り組みと合わせ、自転車事故でのダメージを軽減するため、ヘルメット着用の義務化を世田谷区自転車条例で定め、区内の保育園や幼稚園、小学校、自転車販売店等に協力していただき、ヘルメット着用を進めております。ヘルメット着用の義務化の対象者は以下のとおりです。 ・13歳未満のすべての子ども(親に対する着用義務としています) ・チャイルドシートに乗車する幼児(小学生の受けるダメージは大人の受けるダメージより大きく、頭を守り重大事故を防止するため) 65歳以上の方には努力義務を世田谷区自転車条例に定め協力をお願いしております。なお、東京都条例においては全都民にヘルメット着用の努力義務を定めています。助成制度については、自転車用ヘルメットの購入費用の補助を行っている自治体があることは認識しておりますが、現在、世田谷区ではヘルメット着用を促進させる手法として助成制度の活用は予定しておりません。ヘルメットの着用につきましては、自らを守るために必要なものとして皆様のご理解とご協力をいただいているところです。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7966 FAX 03-6432-7996	令和3年10月11日	

	インフルエンザワクチン接種	インフルエンザワクチン接種の予約をしようとクリニックに電話をすると「今年は割り当てが少ないので、今後月1-2回定期的に診察に来てくれればお受けします。」と断られました。金儲けに利用されているように感じてしまいます。全クリニックに対し襟を正すよう指示してほしいです。また、他区では接種費用は要らないそうです。区は2500円かかりますが、本来なら無料かワンコイン辺りにすべきだと思います。	今冬のインフルエンザワクチン供給は、昨年度に比べ遅れたペースで供給されますが、11月から12月中旬頃まで継続的にワクチンが共有されます。このため、医療機関のワクチン入荷状況によっては予約開始時期がずれ込んでおり、ご不便をおかけしております。本事業を受託する医師会には本件を情報提供し、適切な対応を求めてまいります。ご指摘のとおり、区によっては独自の政策としてインフルエンザ予防接種を無料で実施している自治体もございます。現時点では財源確保等課題が多い状況ではありますが、今後も対応を検討してまいります。	世田谷保健所 感染症対策課	電話 03-5432-2441 FAX 03-5432-3022	令和3年10月12日	
	1歳半健診等での母乳育児指導について	区の1歳半健診等で、母乳育児をやめるような指導や助言を受けることがあります。厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」は、保健医療従事者が行う支援として、授乳の期間は子どもによって個人差があり母親が判断できるように情報提供を心がける、と定めています。保健医療従事者は、最新の知見に基づき、母子の希望を聞き、2歳かそれ以上まで母乳育児を続けられるよう、母子を支え尊重し守る存在であって欲しいと願います。	厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」は、区の健診において支援の基本としており、断乳ではなく離乳への移行については、子どもの発育・発達状況を踏まえつつ、保護者の方の気持ちに寄り添う情報提供を念頭におき、対応しています。体の動きが活発になる幼児期において体をつくるために必要な食事を摂ることの大切さも伝え、一人ひとりのペースにあった緩やかな離乳となるよう支援しています。口と歯の健康の観点では、むし歯のリスクを増やさないために、母乳や食べ物の残渣（ざんさ）が歯の表面に残らないようケアすることが大切です。子どもの発達には個人差があります。今後も保護者の方の気持ちに寄り添い、子どもの発育状況や親子の結びつき等にも考慮した支援をしつつ、画一的な助言にならないよう努めます。	世田谷保健所 健康推進課	電話 03-5432-2446 FAX 03-5432-3012	令和3年10月14日	
	粗大ごみ回収	粗大ごみの回収を依頼し8時に粗大ごみを出しに行ったのですが既に回収済みだったため、粗大ごみ受付センターに連絡しました。すると、時間通りに出したにも関わらず別日に回収すると言われました。もう少し柔軟な対応をしてくれたら、と思います。	粗大ごみの収集について、ご不便おかけし申し訳ありません。粗大ごみの収集は8時から行うこととしていますが、今回の8時前に収集がすでに終了してしまっていたという件について、粗大ごみを委託している事業者とも連携し、8時以降の収集を徹底していきます。また、粗大ごみ受付センターにご連絡いただいた際、別日の収集を案内されたという点ですが、8時前に排出されたということであれば、本来、当日中に再度収集するよう調整すべき事案です。このことについて粗大ごみ収集受付を委託している事業者とも共有し、できる限り柔軟な対応に努めます。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和3年10月18日	
	区税のキャッシュレス決済化	区税をキャッシュレス決済可能にしたいです。クレジットカードで払いたいです。	区でも特別徴収を除く普通徴収でインターネット上でのクレジット納付が出来ます。手続きの概要と注意点は以下のとおりです。 ①納付額が100万円未満で、表面に確認番号が印字されている納付書に限り(期限内のものに限り) ②税額のほかに決済手数料がかかります ③窓口でのクレジットカードによる納付は出来ません ④詳しいご利用方法は「Yahoo! 公金支払い」のサイトをご覧ください	財務部 納税課	電話 03-5432-2197 FAX 03-5432-3012	令和3年10月20日	
	選挙投票会場について	期日前投票では、同じ選挙区内であれば複数の投票所の中から選んで投票に行くことができるのに、当日はなぜ指定された投票所のみになるのでしょうか。指定された投票所以外にも自宅から近い投票所があります。利便性向上のためにも選挙当日も投票所を選択できるようにしてほしいです。	期日前投票所については、投票日当日の投票とは異なり、投票区に関する公職選挙法（以下「法」という）の規定がないことから、選挙人名簿に登録があれば（一部例外を除く）、どこの期日前投票所でも投票することができます。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員選挙について、当区の選挙区は東京都第5区と東京都第6区に分かれておりますので、当委員会による告示にて、東京都第5区と東京都第6区それぞれの受付可能な期日前投票所を指定しております。一方で、投票日当日の投票所が限定される根拠については、法第17条には、投票所を設ける単位である投票区は区市町村の区域によることが規定されています。同条の第2項には「選挙管理委員会が必要と認めた場合には、区市町村の区域を分けて複数区設けることができる」と規定されており、これに基づき、区では114の投票区を設け、それぞれに投票所を設置しています。また、法第44条第2項では、「選挙人は、選挙人名簿又はその抄本（以下、「選挙人名簿等」という）の対照を経なければ、投票することができない」と規定されています。選挙人名簿等は、法第20条第2項に基づき、各投票区の区域ごとに編製され法施行令第28条第1項に基づき、各投票区の投票所にはその区域に係る選挙人名簿等のみが備え置かれます。さらに、法第44条第1項では、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」と規定しており、これらのことから投票日当日は、ご自分の選挙人名簿等が備え置かれている投票所では投票ができないこととなっております。なお、平成28年6月19日の法改正にて新たに設けられた法第41条の2において、「選挙人の便宜のために必要がある場合、いずれの投票区の選挙人であっても投票することができる共通投票所を設けることができる」という規定がございます。共通投票所は、投票区が非常に広範囲となっている自治体や、投票区ごとの選挙人の数が著しく少ない自治体などで導入され、選挙人にとって投票環境の向上が図られているところですが、導入にあたっては、二重投票を防止するため全ての投票所をオンラインで結ぶなどのインフラ設備投資が必要となります。当委員会としては、投票日当日に114箇所の投票所を設けるとともに、期日前投票所も29か所設けており、これらにより選挙人の利便性は十分に図られていると考えております。よって、法律上は設置することが可能ですが、インフラ設備投資の面からも共通投票所を設置する予定はありません。	選挙管理委員会事務局	電話 03-5432-2751 FAX 03-5432-3045	令和3年10月27日	
	ヘリコプターの騒音について	ヘリコプターが低空飛行しており、エンジン音に悩まされております。高度を上げることなどにより騒音を下げる、必要最小限な飛行数に絞って頂くなどの対策を要望して頂くことはできないでしょうか。	区では、ヘリコプターの飛行やその経路に関する報告等を受けていないことから、対象機の判別が困難な状況にあります。民間機の飛行に関しては国土交通省へ、自衛隊機及び米軍機の飛行に関しては防衛省へお問い合わせください。なお、お問い合わせの際には、ヘリコプターの飛行時刻や飛行場所、飛行方角、機体の特徴（形状、塗装色等）などの情報が機種や所属の特定に必要なことです。また、機体の特徴等から当該ヘリコプターの運航者が判別できた場合には、当区からも関係機関あてに、なるべく上空を飛行し、飛行時間を考慮する等、十分騒音に配慮するよう要請をしています。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和3年10月28日	他1件
	旧証明書自動交付機の廃止について	マイナンバーカードの普及が進んでいない中、なぜ旧証明書自動交付機を廃止し、マイナンバーカード専用証明書自動交付機としたのでしょうか。旧証明書自動交付機に技術的に対応できる事業者が存在しないのであれば、新しい交付機を作ればいいのではないのでしょうか。以前の自動交付機はすぐに証明書が取得できて大変便利でした。	これまで世田谷区で運用していた証明書自動交付機については、令和2年1月14日をもって機器の基本ソフトウェア(Windows)のメーカーサポートが終了することを受けて後継機への入替を検討してきました。しかし、マイナンバーカード利用による『証明書コンビニ交付サービス』が徐々に普及してきていることを背景に、証明書自動交付機の各メーカーが機器の開発・製造から撤退しており、世田谷区の住民情報システムに適合した証明書自動交付機を製造できるメーカーが存在しない状況です。このことから、後継機の製造及び導入が不可能となり、令和元年12月28日をもって証明書自動交付機の稼働を終了することにしました。マイナンバーカードをお持ちでない方についても、各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターにおいて、窓口での申請により取得することができます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和3年10月29日	